

令和 7 年 1 月 8 日

岐阜県（岐阜市を除く）から食中毒調査を受けられた方へ

「食中毒等集団感染事例の疫学情報及び原因物質の詳細解析」への協力のお願い

岐阜県では行政課題に対応するため以下の調査研究を実施します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【研究の対象】

平成 26 年 4 月以降に岐阜県（岐阜市を除く）から食中毒調査を受けられた方

【研究期間】

令和 2 年 11 月 17 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

【研究目的・方法】

岐阜県では、食品衛生法に基づき食中毒発生の疑いを探知した場合は、調査及び検査を実施し、早期の被害の拡大防止、原因究明を行っています。細菌・ウイルス性食中毒の検査は主に培養法及び遺伝子検査法により原因特定を行っています。

本研究では、食中毒調査時に得られた疫学情報や遺伝子検査法を用いた原因微生物の早期推定や食中毒の原因となった微生物の特徴を調べることを目的とし、過去の疫学情報、検体及び検出された微生物を用いて検討することとしています。個々に活用されてきたこれらの情報を包括的に収集、解析することにより、今後発生しうる食中毒の早期の感染拡大防止及び原因究明や食品衛生の向上に寄与することが期待できます。

【研究に用いる試料・情報の種類】

平成 26 年 4 月以降に食品衛生法に基づき岐阜県（岐阜市を除く）が調査及び検査した食中毒（疑いを含む）事例のうち、微生物が検出された事例の下記の疫学情報、検体を本研究で利用します。試料、情報は匿名化（特定の個人を容易に識別できない）して利用します。

- ・施設の分類（飲食店、給食施設等）
- ・喫食者数、有症者数
- ・喫食者の年齢、性別、摂食した食品、発症の有無
- ・有症者の喫食日時、発症日時、症状、投薬情報、検便の有無、検査結果

【研究に用いる試料・情報の利用を開始する予定日】

調査を受けてから 3 か月後

【研究組織及び研究責任者】

研究組織：岐阜県保健環境研究所

研究責任者：保健科学部長 亀山 芳彦

【共同研究機関】

研究機関：岐阜大学連合創薬医療情報研究科

研究分担者：客員教授 山本 容正

【研究への参加辞退をご希望の場合】

本研究に関して新たに対象者の方に行っていただくことはなく、費用もかかりません。
本研究に関する質問等がありましたら以下の連絡先まで問い合わせください。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて了承いただけない場合には研究対象としませんので、食中毒の調査を受けられてから 3 か月以内に以下の連絡先まで申し出ください。期間経過後はデータを確定するため対応できません。

なお、本研究は、岐阜県保健所等倫理審査委員会の承認を得ております。また、この研究への参加をお断りになった場合にも、個人の不利益になることはありません。

【研究から生じる知的財産権の帰属と利益相反】

研究者及び岐阜県に帰属し、研究対象者には生じません。研究の成果の解釈及び結果の解釈に影響を及ぼすような「起こりえる利益相反」は存在しません。

【連絡先】

岐阜県保健環境研究所 保健科学部

氏名：水野 卓也

〒504-0838 岐阜県各務原市那加不動丘 1-1

TEL:058-380-2100

FAX:058-371-5016

E-mail: c22614@pref.gifu.lg.jp

【苦情窓口】

岐阜県保健所等倫理審査委員会事務局

〒504-0838 岐阜県各務原市那加不動丘 1-1

TEL:058-380-3002

FAX:058-371-1233

E-mail: c22701@pref.gifu.lg.jp